

トールの圖では經度約百十度の距りとなり、漸次その數を増して、一五七〇年オルテリウスに至りて經度約二百度を距つることとなり、現在の隔り約二百二十度とほとんど一致して來た。

(五)かく位置については可成り、變遷の跡が見られるが、地形については、僅かに第十六世紀の初頭のレノックス地球儀及びシルバヌスの地圖と一五三八年のメルカトールの圖とを除いては第十六

世紀の中葉迄殆どベハイムのジバングの形を脱する事が出來ず、漸くその後年に至り現在の形に稍接近して來た。

ジバングの位置地形が、アメリカ發見前後の地圖及地球儀上に、此の如き變遷を來したことに就いては、如何なる事情と原因とに基くものであるだらうか、それについての解釋私考を次に述べようと思ふ。

平安朝時代に於ける莊園の組織 (上)

文學士 川 上 多 助

一、莊園の管理

大化改新によつて打破せられた土地兼併の弊は奈良朝から平安朝に至りて再び盛となり、皇族及び有力なる朝臣、寺社は各地方に於て多くの莊園

を所有するやうになつたが、これ等の莊園の事務を管理する爲めに諸種の職員が置かれてあつた。其名稱は各莊園を通じて必ずしも一定するものではないが、奈良朝時代の莊園に就いては、莊領、莊

使、田使、佃使、莊守、目代等の職名が當時の文書に散見し、平安朝になつては、延暦十六年八月三日の官符に莊長、承和五年八月壬辰の勅には專當莊長、寛平八年四月二日の官符には莊預、延喜二年三月十三日の官符には使、檢校、專當、預と稱するものが見え、延長二年八月七日東寺傳法供家牒百合文書 せ之部は大山莊預並に莊子等の臨時雜役を免除せんことを請ひ、莊別當僧平秀、專當乙訓益福田刀僧平基、僧勢豐、僧平増の五名を列擧してある、莊子は同音の關係から莊司を聯想せしむるけれども、田刀は田堵(莊民)で、刀と堵とは同音の關係から通じて用ゐられたものであらうから、別當、專當を莊預といふに對し田刀(田堵)を莊子といつたので、莊子は即ち莊民であり。また承平五年十月廿五日東寺傳法供家牒百合文書 せ之部にも大山莊預並に莊子等の臨時雜役の免除を請ひ、其特典を享くべきものとして、莊檢校の名を擧げてゐる。こ

れ等の例によれば、莊預といふのは、延喜二年三月十三日の官符に於て見る如く、檢校、專當等と同じく一の莊職なれども、また一つには別當、檢校、專當を併せ稱するときにも通じ用ゐられたのであらう。併しながら莊園の職員の總稱として後世に至るまで廣く用ゐられたものは、莊司であり其の管見に入る最初のもものは天徳四年八月廿五日東寺家符百合文書 京之部で、これに次いで安和二年二月七日東寺家符百合文書 京之部天祿四年九月一日同寺傳法供家牒百合文書 せ之部にも見えてゐる。また寛弘七年八月廿二日東大寺牒狀には寺領香菜莊の莊務を執行するものを園司といひ、東大寺 要錄春記長久二年三月十五日條には山城國田原の御園司いふこ見え、長和二年十月十五日大山莊司解狀には莊預忍海氏吉、山田近信、別當若狹國山田久光の三名の連署があり、百合文書 井之部同四年十一月十六日播磨國符朝野 群殿は赤穂郡司に對し太皇太后宮大夫家領有年莊の莊司寄

人等の臨時雜役を免除すべきことを命じ、總檢校、掾播磨傳野、檢校、内舍人播磨音名、別當播磨與富、預、三人孫主良光、同春遠同貞春、專當安曇安信を擧げて「司捌人」一名といひ、同年十月五日太皇太后宮家牒朝野群殿七に「司」は即ち莊司で、總檢校以下の莊職を總べ稱するものである。

平安朝の初期及び中期に行はれしこれ等莊職の名稱は末期即ち院政時代に於ても行はれ、檢校、專當は可なり廣く行はれて居つたやうに思はるゝのである。その中で最も少いやうに思はるゝ、延曆十六年八月三日の官符に見える莊長、延喜二年三月十三日の官符に見える使、でさへも、やはり院政時代に行はれてゐたのである。其例としては、東寺百合文書せ之部古文書に納むる應徳二年の文書に「東寺領川合大國莊長」といふこと見え、同じく天永三年の文書に「弘福寺領大和國廣瀨莊使」と

いふこと見え、「使僧寂源」が其文書に署名してゐる。院政時代になつて莊職の名稱として最も多く文書に見ゆるのは下司である。承保三年十一月廿三日東寺御莊司解狀百合文書京之部の署名者に下司某が見え、應徳二年五月十四日川合大國莊司圓順解狀百合文書に、永保二年川合莊司頼季が莊政所より下司職に補任せられたことが見えてゐる。承保、永保は共に白河天皇御治世の年號であるから、下司の名稱は後三條天皇以前に遡ることが出来るかも知れないが、少くとも其の廣く行はるゝに至つたのは院政以後のことゝいつてよからうと思ふ。下司に對して中司といふものが長徳三年九月十日玉手則光の寄進狀百合文書之部に見え、また上司と稱するものが前記應徳二年五月圓順解狀に見えてゐる。下司の代理人として莊園の事務を管理するものを下司代といひ、其名稱は河内國小松寺緣起の保延三年三月勸進の奉加帳に見えてゐる。

下司の外には案主、公文、田所等の莊職があり

案主は大治五年九月大山莊田堵等解狀百合文書天承

元年十月同莊下司住人等解狀同ウに見え、公文は寛

治五年七月法橋上人位某解狀百合文書承徳二年二月

讓狀同キに見え、田所は吾妻鏡治承五年四月卅日條

に、頼朝が遠江國淺羽莊司宗信の罪を免し、柴村

並に田所職を宗信に返すことが見え、院政時代の

終りに於て田所といふものが莊園に在つたことが

明らかである。これ等の莊吏の主とする職務を區

別することは困難でもあり、また莊園の性質上、

其職務がすべての莊園に通じて一定して居つたも

のとも思はれない。要するに、案主以下は其地位

下司よりも卑く、年貢其他の徴收輸送、或は訴訟

請願等一切の莊務を擔當して居つたものと思はる

ゝ。下司に對してこれを沙汰人と稱したことは、

仁安三年十月備後國太田庄の「下司並沙汰人等」の

尾道村田畠五町の免租を國衙に申請した文書寶簡集四

に見えてゐるが、本來沙汰人といふのは莊務を執

行するものを云ふのであるから、必ずしも下司を

下司以下の莊吏と區別して稱する名稱ではない。

久安六年十一月弓削庄住人等愁狀の外題百合文書に

は、下司平助道を沙汰人といつてある。

莊吏は莊務を管理する報酬として莊主より一定

の田地を受けて居つた。其の年貢を免除さるゝも

のを人給或は給田といひ、其の雜役の賦課を免除

さるゝものを雜事免田といふ。鎌倉幕府創立後の

ことになるが、建久元年六月僧饒阿の備後國太田

庄置文寶簡集八に於て、見作田六百十三町六反六十歩の

内、佛神田人給等三十三町三反大は年貢を免除し

其他十二町の御佃を除き、殘餘五百六十八町二反

半を官物田とする。官物田は年貢を莊主（この場

合は高野山）に納むる土地で、其内二百三十六町

二反半は雜役の賦課を免せられ、これを雜事免と

いひ、三百三十二町は雜役を勤使し、これを公事

名田といふ。人給として莊吏の受くる土地の高は明らかでないが、雜事免に於ては下司名等四十六町、公文名十四町、追捕使名二町、田所名二町と定まつてある。追捕使もまた莊職の一である。か

くの如く其所得の田地は一定してあるけれども、莊吏は莊主の監視を遠く離れて直接其土地人民に接してゐるところから、動もすれば主家の田地を侵食するやうな弊を生ずる。延暦十六年八月三日官符は、「諸家莊長多營私佃、假威乘勢蠹民良深」といひて、親王及び王臣家の莊長の私佃を禁じた

が、天慶五年四月東寺傳法供家牒狀百合文書
あ之部には丹波國大山庄の莊預多紀良時の私曲を述べ、「件多紀

良時爲寺家莊預之時、庄四至内、野林卅五町内地治開成治田、野爲私田、賣與人々」といつてある。更に太田庄に就きても、建久元年十一月金剛峯寺

根本大塔供僧解狀寶簡
集五に下司兼隆光家の押領を訴へ、「諸莊園之習、或給田或雜免、若二町若三町歟

更不過此數者也、而兼隆光家等以私武威恣押領數百町田畠、全以無勤仕寺家之雜事、重科之至、凡未會有事歟」とあり、莊吏の田地押領は平安朝の全期を通じて行はれて居つた現象である。

莊園を所有する院官寺社王臣勢家は自ら莊園の事務に關與する煩累を避け、且つ下司以下の莊吏のこれ等の弊害を除く爲めに、更に適當なるものを選び、莊吏が莊主の利益を無視して私利を圖り、或は莊民に對して横恣の行動に出でむとする

を監督して、莊務に關與せしむるやうにした、これを預所といふ。長寛二年十二月廿七日中原親貞解狀の外題百合文書
之部には預所職を檢校職といひ、寛

治五年七月法橋上人位某解狀百合文書
之部には預職、壽永二年九月廿七日後白河院廳下文仁和寺
文書には單に預

とあるが、殿曆嘉承二年五月三日條に「攝津國垂水庄右大辨時範朝臣預之、和泉國信達莊預兵部大輔師俊母」といへる「預」もまた預所の義に解する

ことが出来よう。保元の亂後、七月十七日朝廷は勅を諸國に下して左大臣頼長の所領を沒收した。其勅の中には、「彼所領等中、當時公卿爲預所之庄々者、付件家不可有改易」といふことがあり、公卿の預所たるものゝあつたことがわかり、下司以下の莊吏とは著しく其地位を異にすることを注意せなくてはならぬ。かくて保元の亂は藤原氏の莊園にも大變動を生じ、信範記には保元元年七月廿三日條に於て「今日御莊園奉行人多改定、被仰新沙汰人了、信下官信成賜政所下文了」といひ、同八月廿九日條に於て「御莊園預人多被仰下了、下官成政所下文了」といひ、莊園の奉行人、沙汰人、預人を新に補任したのである。思ふに、奉行人、沙汰人といふのは下司以下の莊吏で、預人であるものは預所であらう。此の如く下司以下の莊吏に對し預所を置きて莊園を管理することは當時の通例であつたところから、下司職のみあつて預所の

ないのは寧ろ特別の場合であつたと見えて、醍醐に初めて圓光院が建立せられ、東大寺五師忠範が越前國牛原庄を圓光院に寄進し、其下司職となりしとき、「預所未定之間」圓光院最初の知院たる賢尊がこれを沙汰するといふことが醍醐寺雜事記に見えてゐる。即ち下司職を置くと共に預所をも置かねばならないのであるが、其適任者が無い爲めに姑く賢尊を以て預所として置くといふのである。預所にも本主より田地を給せられたことは下司以下の莊吏の場合と同じく、大治元年閏十月大國莊本田損得注文百合文書に「預所沙汰分田」として六町を計上するもの即ち是れであらう。また治承三年の近江國笠取西庄實檢取帳醍醐寺雜事記には、定得田十三町九十步、其所當米四十四石六升三合三勺の内三分の一は莊主たる醍醐寺の政所の收入となり、三分の一が預所の收入となることになつて居つた。

預所、下司等の莊職は其收入を伴ふところから預所職、下司職といつても必ずしも其職務を執行するものにあらずして、單に其收入を得るにとゞまるものがある。前記殿曆の例に於て、兵部大輔師俊母が女人の身を以て信達莊の預所たるも、恐くは其職務は代理人を以て執行せしめ、師俊母自身は其收入を得るに過ぎなかつたであらう。これ等のことにつきては、中田博士の王朝時代の莊園に關する研究と題する論文にも一章を設けて詳に論じてある。かくの如く莊職が一種の權利株の如くなつてしまつた徑路を考ふるに、當時朝廷に於て賣官の風が行はれ、權門勢家は地方官としての收入を得る爲めに事實職務を執行せざる地方官を任命し、或は貴族にして地方官となり、自ら任國に赴かず其代官を遣つてこれを行はしめ、其收入を食するものがあつたが、上下またこれを通例のこととして其不當を怪しまなかつたのである。また

この時代には政府と攝關其他の大官との間に公私の區別が明らかに立てられず、藤原氏の命令が政府の命令と相並んで行はれて居つたのであるからかくの如く官職の財産化する傾向はをのづから權門勢家の莊職の間にも移りて、其收入が主として考へられ職務が附屬的に考へらるゝやうになつたのであらう。更に其傾向の進むに従つて莊職は相續、讓與、寄進の目的物となり、莊吏自ら其職を相續、讓與、寄進したのであるが、これには後節述ぶるが如く、本來土地を所有するものが其土地を權門勢家の莊園と爲し、自ら其莊職を帯して所有權を保留するものがあつたからである。これ等の莊職にあるものが相續、讓與、寄進、いづれも行爲に出づるも莊主はこれに容喙することは出来なかつたのである。併しながら此の如き關係のない莊吏に對しては、其選任は莊主の權利に屬するもので、讓與、寄進の不可能なるは云ふまでもな

く、相續といへども莊主の承認を経なければならぬのである。承徳元年八月、信高なるものが其父某の年來内藏寮蟹谷莊司たりし關係をたごつて蟹谷莊司たむことを所望したところが、關白藤原師通は本司爲章が莊司として既に廿餘年を経、格別の過失も無いのに之を變更する理由がないといつて其申請を斥けたことが中右記に見えてゐる。

預所、下司以下の莊吏莊民は莊園の所有者たる院宮寺社其他の權門勢家を本家と呼び、其の寺院なるときには或は本寺と稱することもあつた。天永三年弘福寺領大和國廣瀨莊使解狀百合文書に、「件兩庄本寺本家令注沙汰、被成殿下御下文之日、所被相副公驗案文武通」といひ、「望請本寺政所任解狀旨、重被送寺牒於彼本家政所、令經亂定之後、隨下知之旨可致其沙汰者也」といふところの本家本寺が其一例である。兩庄といふのは廣瀨莊と平

田莊で、廣瀨莊は弘福寺領であるから、廣瀨の莊吏莊民はこれを本寺といつたのである。平田莊は興福寺領であるから、こゝに本家と稱するのは藤原氏である。また莊民の本家に負ふところの年貢雜役の義務を本家役といふが如く、寺領の莊民は其の本寺に負ふところの義務を本寺役といつた例は、東大寺文書第二回探訪の長承二年正月東大寺政所下文、粉河寺縁起の永曆二年八月徳大寺公能起請文に見えてゐる。かくの如く本家本寺は莊吏莊民から莊主たる院宮寺社をいふところの名稱であるが、政府から出る法令の類にはこれを本所と稱することが最も多いやうに思ふ。例へば延久三年五月十九日の官宣旨東大寺文書第二回探訪 醍醐寺雜事記第十二には、「宜仰五畿内七道諸國令寺社領充徵造宮料物等、但本免之外、至于籠作公田者、國司本所慥任道理令以勤行不致牢籠、勿爲後訴」とあるが如くである。

二、領主、領家、地頭

王朝時代から室町時代にかけて私有地の所有者を領主又は地主といつて居つた。地主といふ言葉は、弘仁十年十一月五日官符、天長六年二月十日日根秋友解狀大覺寺文書等に見え、頗る古い言葉であるが、平安朝の中頃から室町時代にかけては専ら領主といふ言葉が行はれてゐた。領主の所有地で國家に對し納租の義務のあるものを私領といふ。令制に於ける公田私田の別は、義解に位田賜田及口分田墾田等類是爲私田、自餘者皆爲公田也とあり、私田はいづれも輸租田で、公田は輸地子田たる乘田と、不輸租田たる神田寺田をいふのである。然るに後に公田(公領)私田(私領)と稱するものは此の如き區別なく、共に納租の義務を伴ふもので東大寺文書第二回採訪 永保二年十二月陽明門院廳下文には、「倩案事情、雖宰吏、國內之公田、人民私領之田島等、無指故恣押取、專無充行他人、但至于所當官物者、任見作辨來、是普通之例也」といつ

てある。故に私田私領に對立するものは公田公領でなく、不輸租の特典を受けてゐる莊園であつて此の如き土地には私領主と稱するものがないといふ原則が認められて居つた。天慶五年四月東寺傳法供家牒狀百合文書に、「件勅施入田地四至内、豈可有私地耶」とあるが、勅施入の寺田は令制以來不輸租となつて居るからである。また大治元年十一月東大寺懋狀東大寺文書には、「不輸之地不可有私領主之由、度度所被下宣旨也」といふことがあり、保延元年九月興福寺政所下文榮山寺文書には、「右件田島等者、勅施入以降、久爲官省符地、敢無他領主、其旨見於本累記公驗等、而時代臨末有稱領主之輩動不從家所堪」と見えてゐる。これ等の例によつて不輸の地に私領の認められないことは明瞭であるが、永久三年六月東寺政所下文百合文書に據れば、東寺領丹波國大山莊が、國司の爲めに其不輸の特典を取消されむとするに當り、大山莊の住人

等はこの原則を利用して、其佃作する田畠を私領と稱し、本家たる東寺の課役に服することを拒んだといふことである。この原則が廣く認められて居つたことは、この一例からも推測せられると思ふ。

奈良朝から平安朝となつて地方政治の紊亂漸く甚だしく、權門勢家の勢力が地方の秩序を攪亂するに至り、地方の土地所有者は其所有權を確保し或は其土地に應じて負擔する納稅其他の義務を遣るゝ爲め、權門勢家の保護を求めて結託するやうになつた。其弊害は既に貞觀十年六月廿八日官符に於て認むることが出来るが、寛平八年四月二日官符には諸院諸宮王臣家の百姓に代りて田宅資財を爭訟することを禁じ、延喜二年三月十三日官符には諸院諸宮及び五位以上のもが百姓の田地舍宅を買取ることを禁ずるやうになつた。右延喜の官符の中に「諸國野濫百姓爲遁課役、動赴京師好

屬豪家、或以田地詐稱寄進、或以舍宅巧號賣與、遂請使取牒加封立牒、國吏雖知矯飾之計、而憚權貴之勢、鉗口卷舌不敢禁制」とあるが、是れ即ち後世に至るまで、地方の領主と有力なる貴族との間に、一種の土地寄進契約が結ばるゝ原因となつたものである。これによつて其土地は名義上、受寄者たる權門勢家の所有に歸するけれども、元來其土地を所有したる領主は其收入の一部をこれに與ふるに過ぎずして、事實上もとの如く其權利を行使し、收入の一部を割讓する代償として其權門勢家より保護を受けることになるのである。かくの如く領主が寄進に際して保留するところの權利を領主職といふ。其の最も卑い實例として知らるゝのは、小弓大夫惟光が其所領小弓莊を藤原道長に寄進し、藤原氏を本家と爲し、領主職を惟光の子孫に傳へたといふ。良峯系圖の記事である。領主はまた地主といふところから領主職を地主職と

いつた例もある。東寺百合文書キ之部に承徳二年二月大掾秦氏の播磨國赤穂郡重次名地主職の讓狀がある。

この種の土地寄進に於て、領主は領主職として其土地の下司職、預所職を子々孫々に傳ふることを條件とした。其一例を擧ぐれば、保延五年十一月藤原周子は其所領越前國東條郡内河和田庄を待賢門院の御願法金剛院に寄進し、其預所職は周子の子孫に傳ふることにした。其寄進狀は左の如くである。

奉寄 所領壹處事

在越前國東條郡内

河和田庄 公驗目錄在別紙

右件處領元者親父周衛朝臣先祖相傳私領也、繼所讓與周子、仍爲募御勢、永奉寄待賢門院之御願法金剛院御庄、以周子之子々孫々爲預所可執行庄務者、相副次第公驗所進如件

保延五年十一月 日 藤原周子 (仁和寺文書)

「爲募御勢」とあるのが、この種の寄進の目的を言顯はすもので、待賢門院の勢力を藉りて、其の所有權を確實にせんとするのである。これによつて長承三年閏十二月待賢門院應は越前の在廳官人並に河和田莊の莊吏莊民に對してこれを告げ知らせた。

待賢門院廳下 越前國在廳官人並河和田庄司田堵等

可令早使者相共任藤原周子寄文並國司廳宣旨立券混

合□□本庄致年貢勤左衛門督家位田事

副下 國司廳宣並周子寄文等使公文左辨官史生中原

資兼

□件位田依爲本庄公驗之内、重所令寄進也、早任領主寄文並國司廳宣之狀、令立券混合本庄、爲法金剛院領職法堂領、於年貢者八丈絹伍拾疋、綿五百兩、追年可令進濟、但於預所者、以周子々孫永可令致沙汰之狀、所仰如件、在廳官人等宜承知、依件行之、不可違失、
故下

長承三年閏十二月十五日

(別當以下署名略ス)

(仁和寺文書)

かくの如くして周子の所領は法金剛院領となつたのであるが、周子は年貢として八丈絹五十疋、綿五百兩を本家たる法金剛院に納むるのみで、其土地に對する管理の權は預所として周子及び其子孫に保留して置いたのである。法金剛院はこれによつて年貢の收入を増すことが出来たのであるがまたそれと共に待賢門院を通じて周子及び其子孫の預所職を保護するの義務を生じたのである。それで周子の女美濃局の河田莊預所たる時に當り、

源平の騷亂に會し、檢非違使友實なるものが河和田莊の地頭下司(領主にして下司たるものゝ意味ならむ)と稱して美濃局の莊務を妨げむとしたが壽永二年九月後白川上皇は前記待賢門院廳下文によつて美濃局の預所職を安堵して、其母周子の所領確保の目的を達せしめたのである。(仁和寺文書)

土地の所有者は其所有を確實にするために、二重に權門勢家の保護を受けむとして、初め其下司職を保留して甲に寄進し、更に甲をして其預所職を保留して一層地位の高く、所領保護の實力に嵩める乙に寄進せしめ、乙を其所領の本家とすることがあつた、壽永三年四月、平辰清は地頭職を子孫の爲めに保留して、其相傳私領丹後國大内郷の地を八條院女房辨局に寄進した。八條院は鳥羽上皇の皇女暲子内親王である。其寄進狀は左の如くである。

寄進 所領大内郷事

在丹後國管 伽佐郡内

(四至、副進文書目錄、今之を略す)

右件郷者辰清相傳私領也、而正曆元年三月廿五日被盜取本文書之後、同二年六月十三日先祖平厚正觸在廳請證判畢、依道理有限、代々領掌全無相違、而今爲幕御勢、相具文書、所令寄進 八條院女房辨殿御局也、更

不可有他妨、抑於地頭職者、以辰清子々孫々可令補任
但雖子孫不傳處分者、不可爲其職、仍勸子細寄進之狀
如件

壽永三年四月十六日

散位平朝臣辰清在判

(東寺百合文書)ホ之部

然るに辨局は其翌々年所領保護の目的を確實に
する爲め更にこれを八條院に寄進し、八條院を本
家と爲し、局自身は其預所職を子孫に傳ふるやう
にした。

八條院廳下

丹後國大内郷吉園庄

可以女房辨局爲預所職事

右庄者爲辨局相傳私領、於本家職者、爲斷後代牢籠寄
進八條院畢、有限御年貢備進之外、於預所職者知行領
掌不可相違、稱有由緒、被成其煩者、更非寄進之限、
依申請可令子孫相傳之狀所仰如件、庄家宜承知、不可
違失、故下

文治二年十月十六日

(別當以下署名略す)

(東寺百合文書)ホ之部

領主の貴族なるか寺社の別當などの場合には特
に領家といつた。領家の領主、地主たることを明
らかにする爲めに、醍醐寺雜事記の加賀國得藏莊
のことを記せるものを擧ぐる。

此庄由來、賢圓少別當依有因緣、寛治之比爲保司開發

常荒、辨濟、○中自天仁三年爲賢圓領家在廳注文云、

百町、作田代五十町所當段別八斗、權借正御房御下文

云、賢圓之一門爲地主執行庄務、以段別三斗米辨濟御

寺官物、其殘爲私得分、天仁三年六月廿日注文

この場合、賢圓は所謂開發の領主であつて、こ
れを領家といひ、また地主といつてあるのである
然るに前記の如く、當時勢力の乏しい土地の所有
者が其所有權を保護する爲めに、一種の寄進契約
の下に、其土地を貴族に寄進することが行はれた
が、これ等の受寄者が院宮大臣家或は大社巨剎で
あるときにはこれを本家或は本所といつたが、さ
もない一般の公卿であれば普通これを領家といひ

本家の地位並に得分を本家職といふ如く、領家の地位並に得分を領家職といふ。即ちこの種の寄進契約によつて本來の土地所有者でないところの領家といふものが出來たのである。例へば肥後國鹿子木莊の開發領主沙彌壽妙の孫高方が「爲被停止國衙之非法」應徳三年の冬預所職を保留して其土地を大貳實政に寄進し、實政を領家と爲し、年貢四百石を領家の爲めに割讓することを約したやうなことがある。東寺百合文書部に其契約の要領を左の如く記してある。

一當寺(時)相承者、開發領主沙彌壽妙嫡々相傳之次第也、

一壽妙之末流高方之時、爲借權威、以實政卿號領家、

職 以年貢四百石割分之、高方者爲庄家領掌進退之預所

一實政卿作證文賜高方、其意云、於預所職者並庄務領掌者、一向高方末流可進退、若背此義者、我末流不可爲領家云々

本家、本所と領家とは同じく貴族にして、みづ

から土地の所有者でもあれば、また一種の土地寄進の契約によつて名義上の所有者となり、寄進者の所有權保護の任務にも當るので、たゞ兩者の貴族としての地位に懸隔のあるといふことの外に、其間に截然たる區別を立て兼ねることゝ思ふ。中世の法律註釋書に於ても其點は看取さるゝ。沙汰未練書には、本家者本領主御事也といひ、式目抄には、「本所トハ領家也、元來ノ領主ヲ云也」といひ、或は「領家ハ領主ヲ云、家ハ公卿ノ美稱也」といひ、これ等の説明では、本所も領家も、其間に區別のあつたやうに思はれないのである。また當時朝廷から出たところの官宣旨の類に於ても、事實上の所有者たると、名義上の所有者たるを問はず、莊園の所有者を本所といふこともあれば、領家といふこともあつた。延久三年五月、國司が社寺領の本免の地にも造宮料の雜役を充課せんと

するを禁じた官宣旨東大寺文書 第二回探訪には、「宜仰五畿内七

道諸國、令停止寺社領充徵造宮料物等、但本免之

外、至于籠作公田者、非可免除之限、國司本所隨任

道理令以勤行、不致牢籠、勿爲後訴」とあるが、同

じく伊勢大神宮の後夫工米の徵收につき 長承三

年正月二十日丹波國に下された官宣旨百合文書 百合文書には

題して「應除神社佛寺領官省符庄外、令官使本宮

使相共就庄領家、催濟造伊勢豐受太神宮役夫工

作料米等事」といつてある。更に同一の人を本家

といひ領家といつた例を擧ぐれば、東寺百合文書せ之に、

伊豫國弓削島御庄下司平助道解 申進 中文事

請殊蒙 恩裁任往古例被沙汰免除國衛公事、令勤

仕本家所役子細狀

副進

一 通 三 枚

右謹檢案内、當御庄者衰亡狹少之地也、云作田壇漬只

二町余、云田堵住人僅十餘人、因之國衛

子細被令觸申之處、代代國司即以免除、是則爲國衛

無指益、爲領家有煩之故也、就中鳥羽院御時、依

院宣被免除院事勅事等先畢、其狀明白也、仍爲備證文

所副進也、望請恩裁早任舊例被沙汰免除國衛公事者、

且知舊例不空、且仰正理貴、仍勒在狀、以解、

長寛二年八月 日 弓削御庄下司平助道

初めに國衛の公事を免除して本家役を勤仕せし

めむことを請ふといひながら、本文には「爲國衛

無指益、爲領家有煩之故也」とあり、領家につい

て述べてゐるので、この例に於ては本家と領家と

の間に區別はないのである。また關白忠通といへ

ば、當然本所或は本家と呼ばれなければならぬの

であるが、それでも治承四年十二月高倉院廳下文續寶簡集

通の本家となつてゐる紀伊國田仲莊は法性寺領に

屬し、高野山領同國荒川莊の北境に接し、兩莊の

間に常に紛争を醸して居つた。そこで忠通は其境

界の一部を高野山に寄進することにした。長寛元
月七月二十五日平信範書狀寶前集二十六はこれに關する
ものであらう。それにも拘らず、後田仲莊の預所
佐藤左衛門尉能清がまた押領を企てたので、治承
四年五月藏人所に於て兩方の莊官を召喚して對問
せしむることになつた。この事を院廳下文に引い
てある高野山の解狀には、「仍寺家野山○高重依訴申法
性寺禪定殿下通田仲吉仲兩庄相論堺、永令寄進
高野山御畢、而猶能清依令祇候院中、背領家御避文
私所押領也」といつてあるが、こゝに領家といふ
のは忠通であることは疑ふところがない。然るに
文治二年五月高野山住僧等訴狀寶前集二十七には、同じ
ことを「就中田仲庄者關白殿下御領也、然能清爲
預所之職、不用本家御下文也」といひ、忠通をや
はり本家と稱してゐるのである。

此の如く本家と領家と通じて用ゐらるゝのは、
其間に地位の懸隔があつても、共に貴族にして莊

園の所有者と見做されたからである。この際其の
事實上の所有者であるか單に名義上の所有者であ
るかといふ事は問題ではないのである。然るに兩
者の間に寄進契約の結ばるゝに至つて初めて從屬
關係を生じ其區別も截然別るゝやうになるのであ
る。前記鹿子木莊の例に於て、高方が預所職を保
留して大貳實政を領家としたときには、領家を本
家といふことがあるにしても、領家の外に本家と
いふものはなく、領家たる實政が高方の委託を受
けて其所有權を保護して居つたのである。然るに
實政の末流願西に至り、微力にして其所領を保護
して國司の侵略を防ぐことが出来なかつたので、
領家の得分二百石を鳥羽天皇の皇女高陽院宮（叡
子内親王）に寄進した、勿論所領保護の目的に出
づるもので、幾ばくもなく宮の薨去によつて、宮
の御菩提のために立てられた勝功德院に寄せられ
後美福門院の御計らひによつて東寺に寄せられた

が、こゝに於て初めて鹿子木莊に本家が出來、領家は本家の指揮を受くるやうになつたのである。百合文書實政が領家となつたのが應徳三年の冬であり、高陽院宮の薨せられたのが久安四年であれば領家が出來て後、本家が出來るまでには、少くとも六十年餘りは経過してゐる。然るに高野山領神野眞國莊に於ては、領家が出來た翌月既に本家の申請を爲してゐる。神野眞國莊はもと同國住人長依友なるものゝ先祖相傳の領地で、初めこれを高野山に寄進して不輸の特典を受けたが、國司の爲めに其特典を取消されてしまつた。それで依友は「爲省非通之妨」、康治元年十一月改めてこれを權中納言兼皇后宮權大夫侍從藤原成通に寄進し、翌十二月成通はまたこれを鳥羽上皇に寄進して院の御領と爲し、上皇の思召によつて神野眞國莊は再び不輸の莊となることが出來た。即ち院廳は本家で、成通は領家である。右寄進狀には、「以其地利

米拾斛每年致辨進高野山。是則一者爲奉禪定仙院萬歲之寶算、一者資弘法大師三密之教法也」といひ本家の得分は高野山の收入となつたものと見える又成通の寄進に對して下された康治元年十二月十三日鳥羽院廳下文又續寶備集八十七に「於預所者永任領家附屬可被補」といひ、「於預所者任彼家通讓狀可令執行」とあるから、預所職は成通に屬して居つたのであらう。また承安五年三月、法橋智秀なるものが高野山へ毎年上分米十石を納むることを條件として其所領神野眞國莊を金峯山に寄進した文書が又續寶備集八十に出てゐる。右寄進狀に「件庄神野眞國者法橋智秀相傳所領也、上分米拾斛寄進高野山而賜院宣、年來領掌之處也」といひ、正治元年六月神野眞國莊百姓等言上狀又續寶備集八十七に「地主備後法橋智秀」とあれば、智秀は本領主長依友の子孫のものであるらしい。もし果して然りとすれば、依友は院廳を本家と仰ぎ成通を領家とするも、領主

としての其地位を確實に保有してゐたわけである。

鹿子木莊に於ては、預所職は本領主高方に屬し領家は直接莊務に關與することなく、専ら外部に對して所領保護の職分を盡さむとしたもので、其關係は本家の新に出來た後に於ても異るところはなかつたやうである。然るに神野眞國莊に於ては領家は同じく本領主の寄進を受けて領家となつたのであるが、新に本家を設定するに當り、領家みづから預所職となつて、本家の爲に莊務を監督する地位に立つたのである。領家の本家の爲に預所たることは寧ろ普通の例であるが如く、保元の亂後、朝廷が左大臣頼長の所領を處分するとき、「彼所領等中、當時公卿爲預所之庄々者、付伴家不可有改易」としたのも、頼長名義の莊園の中、領家にして預所たる公卿の爲めに除外例を設けたのであらう。また建久三年正月後白河法皇が長講堂の

爲めに定められた置文にも、莊園のことにつきて「領家無指故遁避年貢及三箇年者、差遣寺使可令促其上猶致懈怠者、縱有相傳由緒、可止預所職、執行又乘勝致非據者、庄家言上、須待裁報」とあるが、こゝにも領家が預所職として年貢を本家の爲めに納めて居つたことを知ることが出来るであらう。更に玉葉文治元年九月二十五日條に、源頼朝が八條院御領肥後國豊田庄の預所職を九條兼實に與へむとしたときに、兼實のこれを拒絕したことを載せてゐる。其文を引けば、

又頼朝令申云、伊豆國馬宮庄、亂初之比、不知御領、寄進當國走湯山了、此條進退有恐、仍欲進其替、而八條院御領肥後國豊田庄所給預也、件所領家有其沙汰如何々々、此條子細有疑、件所自女院被給頼朝者、今馬宮庄代令進之條理可然、若頼朝給預所職許者、下官爲女院御庄預所之條、太以可見苦、凡家之習無如此事、即ち頼朝は兼實をして豊田莊の領家たらしめ、

本家たる八條院の下に、預所として莊務を執行せしめむとしたのである。兼實は次いで知足院忠實の故事を擧げて其態度を辨明してゐる。

保元之初、一所庄園等故知足院入道殿、稱被寄進鳥羽院上ハ、可爲公家御沙汰、執政人爲預所可知行庄園之由被仰下之時、故殿令申給云、只偏可爲公家之御沙汰一切不可罷入、自義祖大織冠兼徵臣、數十代之間、尙爲朝之管轄、身居攝籙之任、且蒙君之恩宥、且傳家之餘慶所領掌漸以有數、然而末問補領家之職知行田舎之事例○下

「爲預所可知行庄園」といひ、「補領家之職知行田舎」といひ、預所と領家と、言葉は違つても、領家にして預所たることを前提として、これ等の字句を解釋すべきであると思ふ。忠實の鳥羽上皇の仰を辭退し、兼實の頼朝の中出を拒絶したのは、本家、本所といはるべき家柄のものが領家として上皇や八條院の下に就くことを好まなかつたので

なく、預所として莊務に關與することを恥とした爲めである。さればもし預所と領家と別々のものならば、忠實や兼實が其領家として上皇や女院を本家と仰ぐことは出來たかも知れないのである。それが出來ないところに領家と預所との密接なる關係の存することを推測するのである。

平安朝の莊園に地頭職といふものがあつた、故星野博士は守護地頭考に於て其名義を説き、唐の地頭錢に出づるといふ續古事談の説を斥け、「畢竟私領支配人ノ事ナレハ必シモ異朝ノ書ヲ調査シテ名ツケタルニ非ス、矢張庄長庄司地主等ト同例ニテ土地ノ頭人ト云ヘルコトナルヘシ」と云はれてゐる。これを當時の古文書に徵するに、地頭は領主の義である。高山寺文書元暦元年四月後白河院廳下文にいはいはく、

爰季廣○平依爲地頭、雖補任下司職、於事不當、於庄損害、仍加其誠之處、季廣申云、自業自得果之道理也、

全不可存勘氣之由也、自今以後、若爲領家不可致損害事、速仰神判可書進(請方)再文云々、其狀稱、温泉御庄本領主平季廣解申進起請事、右依爲地主補下司職畢……

この例に據れば地頭は地主の義で、地主は領主に解せらるべきものである。平季廣はまた實に温泉庄の本領主である。本領主にして下司職たるものを地頭下司職といふ、右院廳下文は季廣の年貢横領、殺害等の事實を述べて、

望請恩裁、早任注文旨令糺返件雜物等、兼又被禁獄件季廣同男季長等身也、於同子孫者、永可停止地頭下司職之由、成賜廳御下文、將令安堵御庄内、欲備向後之龜鏡矣

といつてある。また本領主にして預所職たるものを地頭預所職といふ、東寺百合文書部之長寛二年十二月中原親貞紛失狀にいはいはく、

右謹檢案内、件木庄鹿子預所職相傳由來者、根本領主沙彌壽妙也、彼壽妙讓嫡男重方、次重方讓嫡男高方中而高方之時、爲被停止國衛之非法、去應徳三年冬比相

具調度文書、奉寄進大貳殿實政御領畢、仍於地頭預所職者、以本領主高方之子々孫々永可爲重代傳領之職之由、賜彼家下文

こゝに於て地頭の意義は益々明らかで地主、領主と同一のものである。従つて地頭職と稱するものも領主職に異ならないのである。併しながら後白河院廳下文は、前記の文に次いて、

如解狀者、彼季廣等爲庄官滅亡庄内、猥追捕在家、打開庄庫搜取御年貢以下資財物之條罰科不輕、且任數糺返件損物、先停止地頭職可追却庄内也、若猶企濫行者早召上其身可被行罪科之狀所仰如件

とあり、而して季廣は下司であれば、地頭職も下司職を意味するやに見える。またこの外にも下司職が地頭職と稱せらるゝ例は多いのである。併しながら地頭職が下司職でないことは、小松寺縁起の保延三年三月勸進の奉加帳に、「一貫文寺村郷地頭代違信、五貫文同郷下司代信教」とあるが如く

地頭代と下司代と各區別せらるゝことによつて證せらるゝ。而してまた地頭代の領主代たることは同奉加帳に「交野郷領家代蓮壘坊」といふものがあることによつて知ることが出来る。即ち季廣の下

司職を停止することを地頭職を停止するといつたのは、季廣は領主にして下司職となつてゐるのであるから、其領主職、即ち地頭職を停止することは、下司職を停止することである爲めに、これを言換へたに過ぎない。要するに、平安朝に於て地頭職と稱せしものは領主職に外ならないのである。先きに壽永三年四月、出羽守辰清が其相傳私領丹後國大内郷を八條院女房辨局に寄進し、地頭職を辰清の子孫の爲めに保留したことを述べたが藤原氏女は辰清の寄進狀、後に本家となつた八條院廳下文、其他の證文を傳へて、正和四年七月これを子息時重、「やしないおとゝ」政茂に讓與へたのであるが、其讓狀百合文書ホ之部には「ゆつりわたす、

たんこのくに大ちのかうのりやうしゆしきの事」
とあつて、辰清の保留した地頭職も畢竟領主職なのであつた。

かくの如く平安朝時代に地頭職と稱したものは本來領主職であつたが、こゝに注意すべき二つの事實がある。其の一は、前に擧げた元暦元年の後白河院廳下文の例のみならず、文治元年十一月賴朝が守護地頭を全國に配置する勅許を得た後に於ても、やはり下司職を地頭職と稱して居つたことである。例へば建久元年十一月金剛峯寺根本大塔供僧解狀案寶簡集五によつて、其非法押領を訴へられた「備後國太田御庄下司兼隆○稿」は、建久九年九月の注進狀又續寶簡集百四十二に「前地頭橋兼隆」と署名してゐる。また建久八年九月高雄上人文覺が「紀伊國(阿氏)安世川下司職」を幕府から受けてこれを同莊の住人藤原宗光に讓つたが、宗光が承元四年二月幕府からもらつた補任狀又續寶簡集七十八には地頭職になつてゐる

其の二といふのは、文治元年幕府が諸國に守護地頭を置くこととなつてから、吾妻鏡十二月二十一日條に從來の地頭について左の如く記してある。

前々稱地頭者多分平家々人也、是非朝恩、或平家之領内授其號補置之、或國司領家爲私芳志定補于其庄園、又令違背本命之時者改替之、而平家零落之刻、依爲彼家人知行之跡被人没官畢、仍施芳恩本領主空手後悔之處、今度諸國平均之間、還斷其思云々

この文に據れば、平家時代の地頭と稱するものは必ずしも其土地の本領主でなく、平氏が恩賞として其家人を補任し、或は貴族が芳志として平氏の家人を其莊園に補任したものである。即ち武將が其部下を養成する一方法としてこれを補任し、或は貴族が武人の力を藉りる必要上からこれを補任したもので、そのいづれにあつても地頭としての得分が與へられたことは云ふまでもあるまい。こゝに於て地頭即ち領主といふ從來の解釋の外に

武家の勢力の勃興と共に、地頭の新たな意義を認めなければならぬ。これ等の地頭が其莊園に於て如何なる職務を執つたであらうかといふことは直接史料によつて證明することは出来ない。鎌倉時代に於ける地頭の職務の主なるものは、姑く星野博士の守護地頭考に従へば、(一)専ら土地を管掌して租稅課役を徵收し、定例の租額を本家領家に納むること、(二)守護の點定に應じて京都大番役を勤め、(三)部内に盜賊兇徒あれば捕へて守護に交付することである。併しながら(一)は専ら下司の職務であり、(二)京都大番役は専ら御家人の義務であり、鎌倉時代に於ても、必ずしもすべての莊園に通じて行はれたのではない。(三)莊園の警察事務は、莊吏として追捕使、押領使といふものがあり、主としてこれを行つてゐたのであるが、諸莊園の下司が期を定めて交代し、莊民を率ゐて本所の警護に赴くことが醍醐寺雜事記に見え

て居れば、追捕使などの専職のないときには下司が其任に當つたのであらう。それ故、鎌倉時代の地頭の職務といふものは、平安朝時代には下司によつて行はれて居つたものと見ることが出来る。勿論下司に其職務を行ふ力がなければ、これに充分に行ふことが出来ず、結局武人の力を藉りる必要もあつたのであらうが、下司に武人を用ふれば其憂もないわけである。かくの如く考へて見れば太田莊や阿豆川莊に於て、下司職が地頭職となつてゐることは、やがて文治建久以前に於ける地頭の性質を説明するものではなからうか、即ち平安朝末期に新に起つた地頭と稱するものは、武人を下司職に用ゐたものではなからうかといふ考である。鎌倉時代の文書を調べても、太田莊や阿氏川莊には、地頭の外に下司といふものはなく、たゞ初めに下司職といつたものが後に地頭職となつてゐるに過ぎないのである。

然らば何故に下司を地頭と稱するやうになつたかといふに、下司は其職務上直接莊務を管理するもので、其土地人民に對して大なる權力を有するものである。それで地方の豪族が其土地の所有權を名義上他人に譲つても、其下司職を保留して居れば事實上の支配に於ては大なる損失とならないのである。莊園の寄進契約に於て、寄進者の保留する職權は、寄進者と受寄者との間の身分上の懸隔に基づくものであるけれども、地方豪族が下司職を保留して寄進する例が最もいやうに思はるゝのも蓋し是れが爲めである。要するに、下司は事實上上主として莊園を支配するものであり、また下司として領主權を保留するものゝ多かつたところから、本來領主の意味である地頭といふ言葉が、轉じて下司を指稱することになり、更に鎌倉幕府の地頭政策によつて益特殊の性質を有するやうになつたのであらうと思ふ。